

## 「集団的自衛権の行使を認める」閣議決定の撤回を求める要請

去る7月1日、安倍内閣は、戦後日本政府が行ってきた憲法解釈を変更し、「集団的自衛権の行使を容認する」新たな解釈をすることを決定しました。

この閣議決定の内容は、憲法の基本原則である平和主義を蹂躪する「憲法違反」であり、決定に至る経緯は、立憲主義・民主主義を否定し独裁政治に踏み出したことを物語っています。

この間安倍内閣が行ってきた説明は、あたかも個別的自衛権では日本国民の生命・安全を守れないかのような誤解を「国民」に植え付けようとしたものであり、その実はアメリカ合衆国軍とともに日本も戦争に参加することを目的としているものです。

今回の閣議決定により、私たち「国民」が戦争やテロに巻き込まれる恐れが確実に高まりました。日本が「世界の警察」を自負するアメリカ合衆国軍と行動を共にすることを公言したに等しく、アメリカ合衆国に反感を持つ・対立する勢力は、日本も攻撃対象とすることでしょう。とりわけ軍事基地は最初の攻撃目標であり、基地周辺に暮らす私たちは従来より格段に危険な状況に置かれてしまったと認識せざるを得ません。

私たちは、アメリカ合衆国軍や自衛隊が使用する軍事基地周辺に暮らし、基地が存在することによる「基地被害」からの救済を日本政府に求めています。私たちは、日本政府が救済の手を差し伸べなかったことから、「生命や安全及び幸福追求の権利が覆される明白な危険にさらされている現状」を、自分たちの手で排除するために裁判に訴えざるを得ず、現在に至っています。

基地周辺住民は「生命と安全を守られる」対象となる「国民」ではないのでしょうか。もし私たちを「国民」と判断されるなら、現在進行形で生命と安全を脅かされている私たちこそ日本政府が守るべき対象とすべきなのではないのでしょうか。

私たち全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は、日本国民の平和で安全な暮らしを守るため、安倍内閣が閣議決定で集団的自衛権の行使を認めたことに対し断固抗議するとともに、この閣議決定を直ちに撤回することを求めます。

2014年 7月3日

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議	代表	藤田 榮治
第四次厚木爆音訴訟原告団	団長	藤田 榮治
第5次・6次小松基地爆音訴訟原告団	団長	出淵 敏夫
岩国爆音訴訟原告団	団長	津田 利明
第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団	団長	新川 秀清
第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団	団長	島田 善次
第9次横田基地公害訴訟原告団	団長	福本 道夫
第2次新横田基地公害訴訟原告団	団長	大野 芳一
厚木基地爆音防止期成同盟	委員長	大波 修二